

養子縁組届

1. 当館で受理できますのは米国内で先に養子縁組を成立されたものに限ります。
2. 養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。詳細は以下の厚生労働省のサイトの記載資料をご参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>
3. 外国籍の養子が養子縁組により日本国籍を自動的に付与されることはありません。
4. 不受理申出 (<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/fujyurimoushide.pdf>) は本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。詳細は当館戸籍係までお問合せください。

必要書類(米国の裁判所における養子縁組が成立した場合)

- ① 養子縁組届 2通
- ② 裁判書謄本及び確定証明書(Decree of Adoption) 原本1通と写し1通
- ③ 上記②の和訳文 1通(書式は自由です。必ず翻訳者を明記してください。)
- ④ 日本国籍の養子、養親の戸籍謄本 原本1通と写し1通
- ⑤ 米国籍の養子の出生証明書等 原本1通と写し1通
- ⑥ 上記⑤の和訳文 1通
- ⑦ 米国籍の養親の米国旅券の認証印付き写し 原本1通と写し1通
- ⑧ 上記⑦の和訳文 1通
- ⑨ 養子縁組成立日から3か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1通
- ⑩ 日本国籍の父母の有効な旅券及び米国査証/永住権(グリーンカード)の写し 各1通(参考資料)

注意事項

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- 「養子縁組成立時の養子の年令及び成立までの監護期間等により『特別養子縁組』にあてはまる場合」、「養子または養親が米国以外の外国籍の場合」等は必要書類が異なります。
- 届出をご希望の方は予め当館戸籍係までご連絡ください。

届出方法

当館へ直接届出をするほか、当館または日本の本籍地役場へ郵送することもできます。

戸籍の記載までの日数

当館にて受付の場合、概ね1~2ヶ月を要しています。戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場へお願いします。

問合せ&送付先

Consulate-General of Japan
Consular Section (Koseki/戸籍)
Phipps Tower
3438 Peachtree Road, Suite 850
Atlanta, GA 30326
☎(404) 240 - 4300 内線 3032
☎(404) 926 - 3032(直通)
ryoji@aa.mofa.go.jp

